

## 関係機関一覧

### 群馬県難病相談支援センター

〒 371-8511 前橋市昭和町 3-39-15  
☎ 027 (220) 8069 fax027 (220) 8537  
ホームページ <http://nanbyou.dept.med.gunma-u.ac.jp>

県内全域

### 群馬県難病団体連絡協議会 (患者会)

〒 371-0843 前橋市新前橋町 13-12  
☎ 027 (255) 0035 fax027 (255) 0035

県内全域

### 群馬障害者職業センター

〒 379-2154 前橋市天川大島町 130-1  
☎ 027 (290) 2540 fax027 (290) 2541

県内全域

### (社) 群馬県雇用開発協会

〒 371-0026 前橋市大手町 2-6-17  
☎ 027 (224) 3377 fax027 (224) 3556

県内全域

### 障害者就業・生活支援センター

ワークセンターまえばし  
〒 371-0017 前橋市日吉町 2-17-10  
☎ 027 (231) 7345 fax027 (231) 7346

前橋市

### 障害者就業・生活支援センター

エブリィ  
〒 370-0065 高崎市末広町 115-1  
☎ 027 (361) 8666 fax027 (361) 8666

高崎市・安中市

### 障がい者就業・生活支援センター

メルシー  
〒 372-0001 伊勢崎市波志江町 571-1  
☎ 0270 (25) 3390 fax0277 (21) 8761

伊勢崎市  
佐波郡

### 障害者支援センター

わーくさぼーと  
〒 373-0842 太田市細谷町 1714-2  
☎ 0276 (32) 0400 fax0276 (32) 8851

太田市・館林市  
邑楽郡

### 障害者就業・生活支援センター

みずさわ  
〒 370-3606 吉岡町上野田 3480  
☎ 0279 (30) 5235 fax0279 (54) 7003

渋川市・沼田市  
北群馬郡  
利根郡・吾妻郡

### 障害者就業支援センター

さんわ  
〒 376-0121 桐生市新里町新川 3743  
☎ 0277 (74) 6981 fax0276 (74) 6071

桐生市  
みどり市

### 障害者就業支援センター

トータス  
〒 375-0014 藤岡市下栗須町 873-1  
☎ 0274 (22) 5933 fax0274 (22) 5932

藤岡市・富岡市  
多野郡・甘楽郡

## 群馬労働局・ハローワーク (公共職業安定所) 一覧

### 前橋公共職業安定所

〒 379-2154 前橋市天川大島町 130-1  
☎ 027 (290) 2111 fax027 (290) 2528

前橋市

### 高崎公共職業安定所

〒 370-0065 高崎市末広町 262-3  
☎ 027 (327) 8609 fax027 (323) 8119

高崎市 (吉井町  
・新町を除く)

### 高崎公共職業安定所安中出張所

〒 379-0116 安中市安中 1-1-26  
☎ 027 (382) 8609 fax027 (382) 4141

安中市

### 桐生公共職業安定所

〒 376-0023 桐生市錦町 2-11-14  
☎ 0277 (22) 8609 fax0277 (22) 5014

桐生市  
みどり市

### 伊勢崎公共職業安定所

〒 372-0006 伊勢崎市太田町 554-10  
☎ 0270 (23) 8609 fax0270 (23) 3697

伊勢崎市  
佐波郡

### 太田公共職業安定所

〒 373-0851 太田市飯田町 893  
☎ 0276 (46) 8609 fax0276 (48) 0096

太田市

### 館林公共職業安定所

〒 374-0066 館林市大街道 1-3-37  
☎ 0276 (75) 8609 fax0276 (72) 4367

館林市  
邑楽郡

### 沼田公共職業安定所

〒 378-0031 沼田市薄根町 3167-4  
☎ 0278 (22) 8609 fax0278 (23) 7206

沼田市  
利根郡

### 群馬富岡公共職業安定所

〒 370-2316 富岡市富岡 1414-14  
☎ 0274 (62) 8609 fax0274 (62) 1932

富岡市  
甘楽郡

### 藤岡公共職業安定所

〒 375-0024 藤岡市藤岡 827-1  
☎ 0274 (22) 8609 fax0274 (24) 4587

藤岡市・多野郡  
高崎市 (吉井町  
・新町)

### 渋川公共職業安定所

〒 377-0008 渋川市渋川 1696-15  
☎ 0279 (22) 2636 fax0279 (23) 4370

渋川市  
北群馬郡

### 渋川公共職業安定所中之条出張所

〒 377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 207  
☎ 0279 (75) 2227 fax0279 (75) 5945

吾妻郡

### 厚生労働省群馬労働局職業安定部職業対策課

〒 371-8567 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 8階  
☎ 027 (210) 5008 fax027 (210) 5103

(2010/01)

# 難病のある方のための お仕事探しのサポートガイド

**難病** (国で指定している特定疾患)であり、

「今は症状が安定しているので 仕事を探している」

「仕事がきついで 体調にあった仕事を探している」

「仕事を辞めたいが 経済的に大変で…」 など

お仕事の事でお悩みなら

**お近くのハローワークにご相談ください!**



群馬労働局・ハローワーク

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

## 「就職したい!」とお考えですか?

では、まずは次の順番で考えてみてはいかがでしょうか。

### 1 あなたの出来る仕事の条件を明確にする

まずは、「時間」「場所」「仕事の内容」など無理なく働ける**あなただけの条件**を、「難病者就労相談シート」\*などを活用して、具体的に説明できるようにしておきましょう。  
※ハローワーク、保健所、難病相談支援センターにあります。  
<http://nanbyou.dept.med.gunma-u.ac.jp>からもダウンロードできます。



### 2 ハローワークに求職登録をする

お住まいの住所を管轄するハローワークへ行き、受付で「**障害者など専門援助の担当窓口で相談したい。**」と申し出てください。



### 3 障害者手帳を持っていれば提出する

現在、ある一定基準以上従業員を雇用している事業所には身体障害者・知的障害者の雇用義務があります(障害者雇用促進法)。障害者の雇用者数には精神障害者も含まれます。障害者手帳を持っているといろいろな制度が利用できますが、**障害者手帳を持っていないとしても大丈夫です。**



### 4 難病があることをオープンにする

職業相談をする上で、どのような仕事ができ、会社や上司・同僚の人たちに、どのようなフォローが必要なかをシュミレーションしておきます。就職したいと思っている事業所と面接をするときには、**難病であることを明らかにし、信頼関係を築いていきましょう。**



### 5 一人で悩まないで!

いろいろな機関があなたの応援団になります。

ハローワークの職員は仕事を探すのはプロですが難病の知識は豊富ではありません。**難病相談支援センター**では、難病に関する情報提供や就労における注意点などの助言を受けたり、他の同病の療養者の就労状況などを聞くことができます。

また、生活面の不安などの相談も含めて、職業相談に乗ってくれる**障害者就業・生活支援センター**もあなたの仕事探しの応援団です。

他にも、**群馬県難病団体連絡協議会**、医療機関、市町村、保健所など、あなたの働きたいという気持ちを応援しています。

### 6 支援制度を上手く活用する

あなたが働くために様々な支援制度がありますから、自分の身体と相談して、無理のない職業生活をスタートさせましょう。

「**障害者試行雇用(トライアル雇用)奨励金**」は、働くことに不安があるあなたと雇うことに不安のある事業主が、3ヶ月間程度試行的に雇用関係を結んだ場合、会社に1ヶ月40,000円が支給される制度です。

#### 障害者試行雇用(トライアル雇用)奨励金とは

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対して一定期間試行的に雇用していただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める

##### 対象事業主

- 雇用保険の適用事業主であること
- 過去6ヶ月間に労働者を解雇していないこと
- 雇い入れた対象者を過去3年間に雇用したことがないこと
- ハローワークの紹介で新たに障害者を雇い入れたこと

トライアル雇用実施期間

原則3カ月間

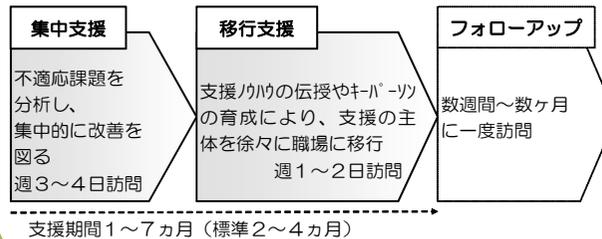
##### 支給金額

1ヶ月40,000円

はじめての仕事で不安がある場合は、障害者職業センターが行っている「**職場適応援助者(ジョブコーチ)制度**」を活用して、ジョブコーチと一緒に職場に入ってもらい、不安要素を1ずつ解決していきましょう。

#### 職場適応援助者(ジョブコーチ)とは

仕事をはじめるときに「仕事ができるのか」「職場の同僚と上手くやれるのか」不安に思っている方のために、また職場に受け入れる事業所のために、職場適応上の課題を改善し、働きやすくなるため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行います



「**難治性疾患患者雇用開発助成金**」は、ハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、難病のある方の配慮事項などの雇用管理に関する事項を報告する事業主に助成金が支給される制度です。

#### 難治性疾患患者雇用開発助成金とは

##### 対象事業主

難病のある人\*1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

##### 支給金額

50万円(中小企業の場合135万円)\*2

##### 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

- \*1 特定疾患(45疾患)が否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業の対象疾患(平成21年4月現在で130疾患)を対象とする。また、筋ジストロフィーを含む。
- \*2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

#### 難病のある人の就業のための7カ条

1. 職業生活と日常生活を一緒にして生活・人生の再構築を目指そう
2. ハローワーク等で実際の色々な仕事や働き方の選択肢を知ろう
3. 病気の説明ではなく、能力が発揮でき無理なく仕事ができるための条件を説明できるようにしよう
4. 「難病患者」でなく、難病のある「通院、服薬、自己管理、病気の説明などができ、仕事が100%できる人」として就職活動をしよう
5. ハローワークの専門援助窓口に登録し希望の条件での職探しを依頼しよう
6. 病気によるリスクをコントロールする方法を学び続けよう
7. 共生社会に向けてニーズを発信し続けよう

出典 「難病就業支援マニュアル」NIVR2008年3月

(独)高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター

メモ(担当者の名前など記録しましょう) \*名刺添付スペースにも